

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令等

規制の名称：閉鎖型スプリンクラーヘッド、動力消防ポンプ、消防用ホース及び消防用結合金具の基準の緩和

規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：総務省消防庁予防課

評価実施時期：令和7年3月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

ii

(該当理由)

- ・閉鎖型スプリンクラーヘッド、動力消防ポンプ、消防用ホース及び消防用結合金具（以下「閉鎖型スプリンクラーヘッド等」という。）の技術上の規格については、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和 40 年自治省令第 2 号）、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和 61 年自治省令第 24 号）、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 22 号）及び消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 23 号）の各省令（以下「各規格省令」という。）において規定されており、新たな技術開発に係る閉鎖型スプリンクラーヘッド等についても、基準の特例として認められている。今般の改正においては、この基準の特例として認められた閉鎖型スプリンクラーヘッド等の使用実績が増加していることを踏まえ、各規格省令に基準の特例の規定内容を取り入れ、位置付けることとしている。
- ・また、国内において技術上の規格が定められていなかった新たな形状等の閉鎖型スプリンクラーヘッド等について、国際的な基準を取り入れ、各規格省令において位置付けることとしている。
- ・したがって、今般の改正は、既に特例的に認められている、又はこれまで技術上の規格が設けられていなかった消防用機械器具等を各規格省令上明確に位置付けるものであり、規制対象者の経済的負担に対して、直接的に影響を及ぼすものではない。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

- ・従来特例的に承認してきた閉鎖型スプリンクラーヘッド等を各規格省令に位置付けるとともに、国内において技術上の規格が定められていなかった新たな形状等の閉鎖型スプリンクラーヘッド等について、国際的な基準を採り入れるもの。

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

- ・今般、従来特例的に認められてきた閉鎖型スプリンクラーヘッド等の使用実績が増加しているとともに、国際的に新たな形状等の閉鎖型スプリンクラーヘッド等が開発されているため、これらの円滑な普及に資するよう、各規格省令に位置付けることとする。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

- ・従来特例的に承認してきた閉鎖型スプリンクラーヘッド等及び国内において技術上の規格が定められていなかった新たな形状等の閉鎖型スプリンクラーヘッド等について、各規格省令において位置付けることとする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・各規格省令における基準の特例は、当該特例に基づく閉鎖型スプリンクラーヘッド等の製造を希望する者による申請に基づいて、総務大臣が個別に認めることとなっている。したがって、今般、各規格省令において技術上の規格が明確化されることにより、従来特例的に承認してきた閉鎖型スプリンクラーヘッド等について、基準の特例に係る個別の申請が不要になり、新たな製造者による参入が容易になる等、更なる普及につながる効果が見込まれる。
- ・国内において技術上の規格が定められていなかった新たな形状等の閉鎖型スプリンクラーヘッド等についても、各規格省令において技術上の規格が明確化されることにより、当該閉鎖型スプリンクラーヘッド等の製造が容易になることが期待され、普及につながる効果が見込まれる。
- ・なお、事後評価の際には、これらの閉鎖型スプリンクラーヘッド等の普及状況を把握した上で検証を行う。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

- ・今般の改正は、既に特例的に認められている、又はこれまで技術上の規格が設けられていなかった消防用機械器具等を各規格省令上明確に位置付けるものであり、全体として、製造者が製造することができる閉鎖型スプリンクラーヘッド等の種類を拡大するものであることから、製造者に新たな負担を負わせるものではない。
- ・なお、今般の改正省令の施行の際に、現に型式承認を受けている閉鎖型スプリンクラーヘッド等に係る型式承認は、改正省令による改正後の規格省令等による型式承認とみなす等、所要の経過措置を設けることとしている。

＜行政費用＞

- ・今般の改正は、消防本部等の事務に影響を与えるものではない。

4 利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・閉鎖型スプリンクラーヘッドについて、有効散水半径 2.8mのもの等に関する規定の整備を行うとともに、国際的な基準に従い、標示温度の表示方法に関する基準を緩和すべきとの意見があった。
- ・動力消防ポンプについて、ポンプ駆動用の機関に係る電動機の規定の整備が必要との意見があった。
- ・消防用ホース及び消防用結合金具について、大量送水用に係る規定の整備が必要との意見があった。

＜関連する会合の名称、開催日＞

日本消防検定協会が設置し、消防庁予防課がオブザーバーとして参加した以下の会合において、製造者等から意見聴取を行った。

- ・消防用機械器具等規格研究委員会（令和6年7月8日、9月30日）
- ・消火設備規格研究専門部会（令和6年8月22日）
- ・放水器具規格研究専門部会（令和6年8月22日）
- ・動力消防ポンプ等規格研究専門部会（令和6年8月29日）

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・公表していない。

5 事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

- ・施行後概ね5年以内に事後評価を実施予定。